

日本政府に、核兵器禁止条約に署名・批准することを要望する意見書採択を  
求める請願

2021年3月2日

かすみがうら市議会  
議長 岡崎 勉 様



請願者

かすみがうら平和の会

代表 立花 和雄

〒300-0205

かすみがうら市安食 3025

☎090-1128-1643



紹介議員

矢口 龍人

紹介議員

佐藤 文雄

紹介議員

段染 健夫

紹介議員

宮嶋 謙

【趣旨】

広島・長崎に原爆が投下されてから今年が76年目となります。投下された1945年の12月未までに亡くなられた方は、広島で14万人、長崎で7万4000人とされています。広島市によれば、この76年間に被爆が原因で亡くなられた方は年々増え続け、昨年の慰霊式までに32万9186人を数えており、被爆当時の人口35万人に近くなっています。熱線により、放射線により、火災により、爆風により、あるいは建物の下敷きになって、爆心地から半径1.2km付近では約50%が、そこから爆心に近いところでは80~100%の人々が即死またはその日の内に亡くなられたと言います。

被爆されて生き延びてこられた方々も既に平均年齢が80代半ばとなっています。その

方々の切なる願いは「この地球上から悪魔の兵器＝核兵器が廃絶されること」です。

2017年7月7日、国連総会において122カ国の賛成により採択された「核兵器禁止条約」は批准国が50カ国を超え、本年1月22日に発効しました。

これは、日本のみならず、アメリカの核実験で被爆された方々、イギリスやフランスの核実験場とされたオセアニア地域やアフリカの人々などが世界の知性に訴えて共有を広げ、なした結果です。

条約の第一条では、

- 「(a) 核兵器その他の核爆発装置を開発、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、占有し、又は貯蔵すること。
- (b) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいずれかの者に対して直接又は間接に移譲すること。
- (c) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理を直接又は間接に受領すること。
- (d) 核兵器その他の核爆発装置を使用し、又はこれを使用するとの威嚇を行うこと。

(条文は外務省仮訳)」を禁止しました。

この条約は、先行法である核不拡散条約(NPT)が5カ国(アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国)にのみ核兵器を認めるという不平等条約であり、かつ、採択から50年以上経っても保有量の多いアメリカとロシアの核軍縮が進まない現状に、新たなアプローチが必要との認識の下、準備され採択されたものです。

現在の世界は、この5カ国以外にも核兵器保有が広がっています(インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエル)。

この状況を変えるのは、この地球上から核兵器を廃絶することが全人類の幸福に寄与するという認識の共有を広げる目的で採択されたこの核兵器禁止条約の締約国を飛躍的に拡大することです。(昨年の国連総会での、この条約の批准進展を歓迎する決議に賛成した国は130カ国で、国連加盟国193の67.4%となっています。)そして、そのリーダーシップを世界で唯一の戦争被爆国である日本こそがとるべきだと世界から要請されているのです。

これを批准することは、被爆以来、語り部となり、署名を推進し、世界にその悲惨さと不条理を訴え続けてきた被爆者の方々の積年の悲願に答えるものとなるはずです。

\* (注)

署名: 条約の内容が確定したとき、国家の代表者が、条約の趣旨や内容を公式に確認し、基本的な同意を表明することを指し、その証拠として「記名」します。なお、条約の内容は、署名によって確定し、それ以降は修正することはできません。

批准: 国が、署名した条約について、その条約に拘束されること(そこに書かれた内容を守ること)への同意を最終的に表明すること。その手続きは、各国の憲法の規定に従って行われます。日本では国会の承認が必要です。

### 【請願事項】

当市議会が日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを要望する意見書(案文: 別紙)を採択してください。

## 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」の批准国が50カ国を超え、本年1月22日に条約が発効しました。

被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という強い思いが国際社会を動かし、批准50か国の達成につながったものと確信いたします。核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」は、最終的に13,702,345人（本市職員483筆を含む）分が国連に提出されました。

また、昨年10月1日現在で世界の164の国・地域から国内の1,733都市（本市を含む）を含む7,961都市が加盟する平和首長会議は、各国に対し、同条約に署名・批准するよう訴え続けています。

核兵器禁止条約は「核兵器をなくすべきだ」という人類の意思を明確にした条約です。この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくには、核保有国をはじめ、より多くの国が条約に参加しなければなりません。

よって、国におかれましては、非核三原則を堅持しつつ、立場の異なる国々の橋渡しに努め、各国の対話や行動を粘り強く促すことによって、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取り組みをリードするよう、次の事項に取り組まれることを強く要望いたします。

### 記

唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行うこと。

2021年3月〇日 かすみがうら市議会

内閣総理大臣 菅 義偉 様